

藤岡市空家解体補助金交付要綱

平成31年3月19日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の安全で安心な暮らしを確保し、地域の良好な景観を保全するため、自発的に空家の解体を行おうとする者に対して、予算の範囲内でその費用の一部を補助することについて、藤岡市補助金等に関する規則(昭和42年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に現に存する建築物であって居住その他の使用がされていない期間が1年以上であるものをいう。ただし、国若しくは地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 工作物等 前号に規定する空家の敷地に附属する工作物(立木その他土地に定着するものを含む。)をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 次条に規定する補助対象となる空家(以下「補助対象空家」という。)の登記事項証明書(未登記の場合は固定資産税課税台帳)に所有者として記載されている者又はその法定相続人
- (2) 市町村税(特別区税を含む。以下同じ。)を滞納していないこと。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 藤岡市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、補助対象としない。

- (1) 補助対象空家が複数人の共有又は相続財産である場合で、当該共有者又は法定相続人全員から当該空家の解体についての同意を得ていない者
- (2) 補助対象空家とその敷地の所有者が異なる場合において、当該補助対象空家の解体について当該敷地の所有者全員の同意を得ていない者

(3) その他市長が補助の対象として不相当と認める者

(補助対象空家)

第4条 この要綱により補助の対象となる空家は、個人が所有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 主たる用途が一戸建ての住宅(併用住宅を含む。)

(2) 昭和56年以前に建築された延べ面積が80平方メートル以上の建築物(前号に掲げるものを除く。)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる空家については、補助対象としない。

(1) 所有権以外の権利が設定されている空家

(2) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象になっている空家

(3) その他市長が補助の対象として不相当と認める空家

(補助対象工事)

第5条 この要綱により補助の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

(1) 空家が所在する敷地に存する全ての建築物を解体する工事(当該空家の解体工事とともに工作物等を解体する場合は、それを含む。)であること。

(2) 市内に事業所を置く法人又は個人事業主が請け負う工事であること。

(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可(以下「建設業法許可」という。)を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の規定による登録(以下「建設リサイクル法登録」という。)を受けた者が請け負う工事であること。

(4) 第9条に規定する補助金の交付決定を受けた後に着手する工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、補助対象としない。

(1) 空家に存する家具等の物品を処分する工事

(2) その他市長が補助の対象として不相当と認める工事

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費を合計した額に3分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)とし、20万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、昭和56年以前に建築された第4条第1項第1号の空家を解体する場合は、30万円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、空家解体補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が住民登録基本台帳に記載されている市区町村の住民票の写し(発行されてから3月以内のもの)
- (2) 申請者が住民登録基本台帳に記載されている市区町村の市町村税の滞納がないことを証明する書類(発行されてから3月以内のもの)
- (3) 空家の登記事項証明書(発行されてから3月以内のもの)。ただし、未登記の場合は現年度の固定資産税納税通知書の写し又は現年度の評価証明書等
- (4) 空家が所在する土地の登記事項証明書(発行されてから3月以内のもの)
- (5) 戸籍謄本等(空家所有者が死亡しており、その法定相続人が申請をする場合に限る。)
- (6) 戸籍の附票(住民票と登記事項証明書の住所が異なる場合に限る。)
- (7) 解体工事に係る誓約書(様式第2号)
- (8) 空家であることが分かる次のいずれかの書類
 - ア 電気、水道又はガスの廃止等が確認できる書類
 - イ その他空家であることが容易に認められる書類
- (9) 補助対象空家の付近見取図(様式第3号)
- (10) 補助対象工事に係る費用の見積書の写し
- (11) 建設業法許可又は建設リサイクル法登録を受けていることを証する書類の写し
- (12) 補助対象工事の施工前の状態を確認できる写真(様式第4号)
- (13) 委任状(様式第5号。次条の規定により事務の手続を第三者に委任する場合に限る。)
- (14) 暴力団排除に関する誓約書(様式第6号)
- (15) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が市外の住民登録基本台帳に記載されている場合、前項第2号に掲げる書類のほかに、藤岡市が発行する市税の滞納がないことを証明する書類を添えるものとする。

(事務手続の委任)

第8条 申請者は、補助金の申請等に係る事務の手続を第三者に委任することができる。

(交付決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して、空家解体補助金交付(不交付)決定通知書(様式第7号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更又は中止)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、空家解体補助金交付決定変更(中止)申請書(様式第8号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該申請の内容を審査した結果、補助金交付の決定の変更を適当と認めたときは、空家解体補助金交付決定変更(中止)通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象工事が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は当該補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、空家解体補助金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の請負契約書又は請書の写し
- (2) 補助対象工事に要した経費の領収書の写し
- (3) 補助対象工事の完了を確認できる写真(様式第11号)
- (4) 補助対象工事に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票のA票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の決定)

第12条 市長は、前条に規定する報告があった場合において、当該申請の内容を審査した結果、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、空家解体補助金交付額確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、空家解体補助金請求書(様式第13号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該請求の内容を審査した結果、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助事業者に空家解体補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により通知するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったと認めるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 第11条に規定する期日までに実績報告がされなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(跡地の管理)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けて補助対象空家を解体した後、跡地の土砂の流出、樹木の繁茂、廃棄物の投棄等が生じ、地域の生活環境を損なうことのないよう、跡地を適切に管理するよう努めなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条から第15条までの規定については、この告示は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

（表）

空家解体補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり補助金の交付を受けたいので、藤岡市空家解体補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助対象空家の所在地	藤岡市		
補助対象空家の概要	構造： 延べ床面積： m ²	用途： 建築年： 年	
空家となった時期	年 月頃から		
施工業者	住所	藤岡市	連絡先（電話） (会社・携帯)
	名称		担当者氏名
	解体工事資格		許可（登録）番号
着工予定日	年 月 日		
完了予定日	年 月 日		
補助事業の見積金額	円		
補助金交付申請額 （補助事業の費用×1/3） ※上限額 200,000 (300,000)円	円 (1,000円未満は切り捨てる。)		

(裏)

添付書類

- (1) 申請者が住民登録基本台帳に記載されている市区町村の住民票の写し
(発行されてから3月以内のもの)
- (2) 申請者が住民登録基本台帳に記載されている市区町村の市町村税の滞納がないことを証明する書類(発行されてから3月以内のもの)
- (3) 空家の登記事項証明書(発行されてから3月以内のもの)。ただし、未登記の場合は現年度の固定資産税納税通知書の写し又は現年度の評価証明書等
- (4) 空家が所在する土地の登記事項証明書(発行されてから3月以内のもの)
- (5) 戸籍謄本等(空家所有者が死亡しており、その法定相続人が申請をする場合に限る。)
- (6) 戸籍の附票(住民票と登記事項証明書の住所が異なる場合に限る。)
- (7) 解体工事に係る誓約書(様式第2号)
- (8) 空家であることが分かる次のいずれかの書類
ア 電気、水道又はガスの廃止等が確認できる書類
イ その他空家であることが容易に認められる書類
- (9) 補助対象空家の付近見取図(様式第3号)
- (10) 補助対象工事に係る費用の見積書の写し
- (11) 建設業法許可又は建設リサイクル法登録を受けていることを証する書類の写し
- (12) 補助対象工事の施工前の状態を確認できる写真(様式第4号)
- (13) 委任状(様式第5号。藤岡市空家解体補助金交付要綱第8条の規定により事務の手続を第三者に委任する場合に限る。)
- (14) 暴力団排除に関する誓約書(様式第6号)
- (15) 申請者が市外の住民登録基本台帳に記載されている場合、(2)に掲げる書類のほかに、藤岡市が発行する市税の滞納がないことを証明する書類
- (16) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

解体工事に係る誓約書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

空家解体補助金の交付の申請に当たり、次のことを誓約します。

（補助対象空家の所在地） 藤岡市

- 1 補助対象空家が、申請日において現に空家であること。
- 2 空家とその敷地の所有者が異なる場合若しくは共有持分者がいる場合は、空家及びその敷地の所有者（共有者含む）から同意を得て、今回の補助金の交付申請及びそれに伴う金銭の受領等一切についての手続を行うこと。
空家及びその敷地の所有者（共有者含む）から異議があった場合は、私が責任をもって解決し、市に対して一切の損害を与えないこと。
- 3 相続登記がされていない場合は、私が代表者となり、法定相続人全員から同意を得て、今回の補助金の交付申請及びそれに伴う金銭の受領等一切についての手続を行うこと。また、他の相続人から異議があった場合は、私が責任をもって解決し、市に対して一切の損害を与えないこと。

年 月 日

申請者 住所

氏名

様式第3号（第7条関係）

補助対象空家の付近見取図



下記の内容を表示してください。

- 1 方位
- 2 補助対象空家の範囲（補助対象空家の範囲に斜線を記入してください。）
- 3 補助対象空家の地番
- 4 周辺の目標となる建築物等

※ 付近見取図の作成に代えて、地図の写しを添付することができます。

様式第4号（第7条関係）

補助対象工事の施工前の状態を確認できる写真

<ul style="list-style-type: none">・施工前と完了後の写真は、同じ方向から撮影してください。・施工前写真のNo.と完了後写真のNo.がそれぞれ対応するようにしてください。・台紙が不足する場合は、複写してください。	No.
	撮影日
	場所

	No.
	撮影日
	場所

様式第5号（第7条関係）

委任状

年 月 日

（宛先）藤岡市長

私は、次の者に藤岡市空家解体補助金交付要綱第8条の規定により補助金の申請等に係る事務の手続を委任します。

（受任者）

住所	〒 ー
フリガナ 代理人氏名	
連絡先電話番号	

年 月 日

委任者 住所
氏名

※ 窓口に来ることができる方を受任者としてください。

様式第6号（第7条関係）

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

住所

氏名

私は、次のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。
なお、必要な場合には、藤岡警察署に照会することについて承諾します。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金を提供し、便宜を供与するなど直接的かつ積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

藤岡市長



空家解体補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった空家解体補助金の交付について、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので、藤岡市空家解体補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

- 1 補助対象空家の所在地 藤岡市
- 2 決定の区分 交付 ・ 不交付
- 3 交付金額 円
- 4 交付条件
 - (1) 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業者は、補助事業の実施状況等に関し、市長から報告の求めがあったときは、直ちに市長に当該実施状況等を報告すること。
 - (3) 補助対象空家の解体工事に係る法令等を遵守すること。
 - (4) 補助事業の完了後の跡地を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。

（不交付理由）

備考 交付決定後の補助事業に係る費用の増額による補助金額の増額は認めない。

様式第8号（第10条関係）

空家解体補助金交付決定変更（中止）申請書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付けの交付決定について、次のとおり（変更・中止）
したいので、藤岡市空家解体補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請
します。

補助金交付決定通知番号	第 号
当初の交付決定額	円 ①
変更後の補助事業に係る費用	円
変更後の申請額	円 ②
変更後の差引額	円 (②-①)
変更後の補助事業の概要	
変更の理由	

添付書類

- (1) 交付申請時の添付書類のうち、変更の内容が分かるもの
- (2) その他市長が必要と認めるもの

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

藤岡市長



空家解体補助金交付決定変更（中止）通知書

年 月 日付けで申請のあった空家解体補助金の交付について、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので、藤岡市空家解体補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

- 1 補助対象空家の所在地 藤岡市
- 2 決定の区分 交付 ・ 不交付
- 3 交付金額 円
- 4 交付条件
 - (1) 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業者は、補助事業の実施状況等に関し、市長から報告の求めがあったときは、直ちに市長に当該実施状況等を報告すること。
 - (3) 補助対象空家の解体工事に係る法令等を遵守すること。
 - (4) 補助事業の完了後の跡地を、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。

（不交付理由）

備考 交付決定後の補助事業に係る費用の増額による補助金額の増額は認めない。

様式第10号(第11条関係)

空家解体補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 藤岡市長

補助事業者 住所
氏名
電話

年 月 日付けで補助金交付決定を受けた解体工事について、次のとおり完了しましたので、藤岡市空家解体補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

補助対象空家の所在地	藤岡市
補助事業に要した費用	円
補助金交付決定額	円
着工年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 補助対象工事の請負契約書又は請書の写し
- (2) 補助対象工事に要した経費の領収書の写し
- (3) 補助対象工事の完了を確認できる写真(様式第11号)
- (4) 補助対象工事に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票のA票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 1 号 (第 1 1 条関係)

補助対象工事の完了を確認できる写真

<ul style="list-style-type: none">・ 施工前と完了後の写真は、同じ方向から撮影してください。・ 施工前写真のNo.と完了後写真のNo.がそれぞれ対応するようにしてください。・ 台紙が不足する場合は、複写してください。	No.
	撮影日
	場所

	No.
	撮影日
	場所

様式第12号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

藤岡市長



空家解体補助金交付額確定通知書

年 月 日付で報告のあった空家解体補助金について、次のとおり補助金交付額を確定しましたので、藤岡市空家解体補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定補助金交付額 円

様式第13号（第13条関係）

空家解体補助金請求書

年 月 日

（宛先）藤岡市長

補助事業者 住所
氏名
電話

年 月 日付けで確定通知を受けた補助金について、藤岡市空家解体補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 交付確定額 円

3 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	当座・普通
口座番号	
フリガナ 口座名義	

4 添付書類

通帳の口座名義人及び口座番号を確認することができる箇所の写し

様式第14号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

藤岡市長



空家解体補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで決定のあった空家解体補助金の交付について、
次の理由により取り消したので、藤岡市空家解体補助金交付要綱第14条第1
項の規定により通知します。

- 1 取消しに係る補助金額 円
- 2 取消理由

様式第 1 号(第7条関係)

様式第 2 号(第7条関係)

様式第 3 号(第7条関係)

様式第 4 号(第7条関係)

様式第 5 号(第7条関係)

様式第 6 号(第7条関係)

様式第 7 号(第9条関係)

様式第 8 号(第10条関係)

様式第 9 号(第10条関係)

様式第 1 0 号(第11条関係)

様式第 1 1 号(第11条関係)

様式第 1 2 号(第12条関係)

様式第 1 3 号(第13条関係)

様式第 1 4 号(第14条関係)